

第5回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会 (会 議 録)

日時：平成20年7月31日(木)

午前9時30分から

場所：小林市須木総合ふるさとセンター2階会議室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第5回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会会議次第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 小委員会の運営について 公開・非公開について

5 協議事項について

- (1) 高原町・野尻町域の地域自治組織について
- (2) 新市基本計画（第4章～第8章）について
- (3) 次回の検討事項について

6 その他

確認事項について

- 第6回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について
- 第7回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について
- 第8回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について
- 第9回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

7 閉 会

第5回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会 出席者

小林市・高原町・野尻町合併協議会委員

| | | | |
|-------|--------|-------|---------|
| 1. 委員 | 松元 朝則 | 7. 委員 | 下別府 明 |
| 2. 〃 | 入佐 廣登 | 8. 〃 | 坂下 実千代 |
| 3. 〃 | 淵上 貞継 | 9. 〃 | 竹之内 昭一 |
| 4. 〃 | 種子田 與市 | 10. 〃 | 瀬戸口 美智子 |
| 5. 〃 | 坂本 新平 | 11. 〃 | 赤崎 峯雄 |
| 6. 〃 | 西岡 長成 | 12. 〃 | 見越 南州男 |

(事務局)

| | | | |
|------------------|-------|------|--------|
| 事務局次長兼総務グループリーダー | 谷川 浩二 | 事務局員 | 馬場 倫代 |
| 計画グループリーダー | 鶴水 義広 | 〃 | 楠元 いず美 |

(専門部会・分科会・市町担当者)

| | | | |
|------------|--------|---------------|-------|
| 企画財政専門部会長 | 南崎 淳一郎 | 小林市地域振興課長 | 井上 晃吉 |
| 企画分科会長 | 永野 信二 | 高原町まちづくり推進課長 | 高妻 経信 |
| 小林市企画調整課長 | 栗原 一夫 | 高原町まちづくり推進課係長 | 倉掛 祐有 |
| 小林市企画調整課係長 | 森岡 康志 | 高原町総務課長 | 横山 安博 |
| 小林市職員課長 | 上谷 和徳 | 野尻町総務企画課主幹 | 長倉 健一 |

(欠席者)

委員 小島 利春 (小林市)

以上 (敬称略)

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p style="text-align: center;">午前9時32分開会</p> <p>皆さん、おはようございます。御案内をいたしました時間が少し過ぎましたけれども、ただいまから第5回の新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会を開会させていただきます。</p> <p>本日は、御出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の進行役を務めます計画グループの鶴水と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして皆様にお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに切りかえますようお願いいたします。</p> <p>まず初めに、本日の出席委員数は12名です。小委員会設置規程によりまして、3分の2以上の出席ですので、会議は成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>それでは、ここで入佐委員長にごあいさつをお願いいたします。</p> |
| 委員長 | <p>それでは、皆様方、おはようございます。今日は、須木の総合ふるさとセンターでの委員会ということで、ちょっと遠い場所に皆さん方、全員お集まりいただき、大変ありがとうございます。7月ももう今日で終わりでありましたが、合併協議会が始まりまして、3カ月を過ぎるころでしょうか、それぞれの委員会としまして、最も大きな課題を抱えている時期に来ているかと思えます。我々の小委員会におきましても、将来10年20年先の新市の小林に向けて、最も大きな大事な委員会であります。今日も多く、準備いたしてありますが、皆様方の忌憚のない御意見を出していただきまして、今日の委員会がスムーズに進みますことをお願い申し上げます。簡単ですが、あいさつにかえさせていただきます。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここからは、小委員会設置規程第6条によりまして、委員長に議事進行をお願いいたします。</p> |
| 委員長 | <p>それでは、私の方で議事を進行をしてみたいと思います。</p> <p>まず、会議録署名委員の指名であります。会議録署名委員につきましては、議長が指名することになっております。本日は、小林市の西岡長成委員と高原町の瀬戸口美智子委員をお願いいたします。</p> <p>次に、会議の公開についてであります。小委員会設置規程第6条によりまして、会議は原則公開とするとあります。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは非公開とすることができると定めてありますが、本日は公開とするということで御異議ありませんか。</p> |
| 委員長 | <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、本日は公開することにいたします。あわせて、会議録についても公開することとさせていただきます。</p> <p>早速、協議に入りたいと思います。</p> <p>まず、前回に引き続き、協議事項（1）高原町・野尻町域の地域自治組織についてを協議いたしますが、本日は、後ほど新市基本計画についても提案いただく予定でありますので、地域自治区につきましては、午前11時までを目処にして協議を進めていきたいと思っております。よろしく願います。</p> <p>資料にありますように、前回の協議の中で、5番の「地域自治区の区長の選任」から8番の「区長の権限」まで、関連して、また14番の「高原庁舎・野尻庁舎における予算要求・執行、また、地域自治区（特例）設置期間終了後の地域自治組織のあり方につきましては、持ち帰っていただき、再度協議することとし、そのほかの項目については、資料のとおり確認をいただいたところであります。</p> <p>ここで、資料の追加事項について、事務局から報告があるそうですので、事務局の説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>おはようございます。御説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。</p> <p>資料の2ページ目をお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>前回の小委員会におきまして、ただいま委員長の方からございましたように、現</p> |

在、各項目ごとに協議をしていただいて御確認をいただいております。その後、事務局の方におきましても、各地域の地域自治区設置に関する協議書等を再度御説明いたしましたところ、改めて追加した方がよろしいと思われるような事項、あるいは皆様方には、主な点についてこれまで協議をしていただいておりますので、実際の協議事項として締結するに当たって、規定しておいた方がいい事項につきまして、本日の資料の中で追加をさせていただいております。

追加をさせていただいた部分につきましては、下の方に波線を引いております。そのようなことで御理解をいただきたいと思っております。

読み上げをしながら、御説明させていただきます。

まず1番の地域自治区の設置のことでございますが、市町村の合併の特例等に関する法律第23条第1項の規定に基づき、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的に、その辺が加わっているところでございます。合併前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置する、ということでございます。これにつきましては、ただいま下線が引いてあるところを読み上げさせていただきましたように、この小委員会におきましても、自治区の設置の目的というようなことについていろいろと質問がされておりますので、その目的を明確にさせていただきたいということでございます。

それから、2番の地域自治区の名称のところでございますが、名称については、それぞれ高原町、野尻町とするとしていただいております。その下の下に、地域自治区の事務所の位置、そして事務所の名称及び所管区域というのがございます。地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとするということで表になってございますが、位置ということで、小林市高原町大字西麓899番地、名称が小林市高原庁舎、所管区域が合併前の高原町の区域、その下が、小林市野尻町大字東麓1183番地2、名称が小林市野尻庁舎、所管区域が合併前の野尻町の区域ということで、下の協議書になりますと、このような形で定めさせていただくということになるかと思います。

そして、3番の地域自治区の設置期間でございますが、地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。ただし、一定期間を経過した後、評価し、ここに下線が引いてございますが、地域自治区の設置の是非について再度検討すると加えさせていただいたところでございます。

4番につきましては、表現上の問題でございますので、このような形で①②ということで所掌事務をさせていただいております。

5番から8番まで、区長に関することについては、実際に協議いただくということでございます。

9番の地域協議会の組織及び委員の選任・任期につきまして、地域協議会は委員15人以内で組織するというところでございます。委員の選任のところ、地域協議会の委員は、当該地域自治区の区域内に住所を有するもので、次の各号に掲げる者のうちから下線が引いてございますが、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して、市長が選任するとしております。やはり、委員さん方の御意見の中で、この地域協議会に当たるのが非常に重要であると、これは住民が役割を担えるような委員の選任の仕方でも必要ではないかということでございますので、このような文言を入れさせていただいております。

すみません。それと下線の前の部分ですが、「次の各号掲げる者のうちから」となっておりますが、「各号に」、「に」が抜けておりますので、訂正方をお願いいたします。

次に、3ページ目をお開きいただきたいと思っております。3ページの10番でございますが、地域協議会の会長及び副会長というところで、2番目、3番目の●のところが追加になっております。これにつきましては、須木地域協議会、地域自治区の協議書でも規定をされているわけでございますが、2番のところ、会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。3番目に、副会長は、会長を補佐し、会長に事

故あるとき、または会長が欠けたときは——すみません。申し訳ありません。「欠けたときは」、これは「欠席」の「欠」ですね、欠けたときは、その職務を代理するということが、実際の協議書には、入ってくるということをございます。

それから、11番でございますが、地域協議会の委員の報酬ということで、実際の協議書での規定では、委員の報酬については、小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例に基づき、日額報酬を支給するとともに、費用を弁償すると。この条例の中で、費用弁償につきましては、出張をされるというふうな視察研修等に行かれるような場合は、費用を弁償をするとうたっております。そして、通常のこういった会議に出席いただく場合は、報酬を支給するというごことで、費用弁償については支出をしないとなっておりますので、そのようなところで御理解をいただきたいと思ひます。

それから、12番、地域協議会の会議でございますが、2番目の●のところ、定例の会議開催回数は年次計画を作成しというごことで、須木地区におきましては既に年次計画を作成して、それに沿って開催をされているというごでございますが、今回、新たに地域協議会を設置するというごでございますので、年次計画を作成し、月1回を基本として開催する。なお、会長は、必要に応じて臨時に会議を開くことができるとしております。その下の●が追加になっておりまして、会長は、委員の4分の1以上の者から会議に招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。委員の要求に基づく会議、臨時開催という規定を設けております。

そして、その二つ下でございますが、会議の議長はというごところで、ここにつきましては、須木地域協議会のところでも規定がございます。会議の議長は、会長が務めるものとする。その下が、会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のところは、議長の決するところによる。須木地域協議会では、出席委員の2分の1をもって決しとしておりますが、現在、小林市の条例規則等におきましては、過半数をもって採決をするというごような規定事項にしつつありますので、それに基づいてそういうことをさせていただこうと思ひております。そして、その下でございますが、会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。そして、その下でございます。会議は公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうで公開しないことができるとしております。この協議会につきましてもそうですが、やはり協働の要となる地域協議会というごことで、より多くの住民参加を参画していただくというごような趣旨から、会議を公開としたほうが、よろしいんじゃないかと考えまして、このごような規定を入れております。

それから、13番が地域協議会の権限でございます。次に掲げる事項のうち、市長その他の機関により諮問されたもの、または必要と認めるものについて審議し、市長その他の機関に意見を具申することができる。これにつきましては、赤崎委員さんの方から御指摘をいただきましたので、「具申する」という表現に変えさせていただいております。趣旨としましては、意見を述べるというご規定につきまして、総務省が定めた、法律内で定めておりますけれども、趣旨としては意見具申というご趣旨がございまして、ここを明確にさせていただいたというごでございます。そして、③のところでございますが、市の事務処理に当たっての地域自治区の区域に住所を有する者との連携の強化、これを（協働）という文言で表現を入れさせていただいております。協働に関する事項になります。

それから、その下の部分につきましては、須木地域協議会でも規定をされておりますけれども、表現等について、より具体的に表現をしております。また、須木地域協議会の場合は、市長が必要と認める事項として整理をしているものにつきまして、今回追加をさせていただいたものがございまして、読み上げさせていただきます。

市長は次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であつて、地域自治区の区域

に係るものを決定し、または変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。①新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項、②基本構想及び総合計画の策定及び変更に関する事項、③各種地域計画の策定及び変更に関する事項、④予算編成に関する重要事項、⑤公の施設の設置、統合及び廃止並びに管理運営に関する事項、⑥前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項、このような表現にさせていただきます。

14番でございますが、これにつきましては、本日、再度協議を行うと、区長の設置との関連があるということで再協議とされております。ただ、基本的には、須木地域協議会の方にあります、地域自治区の方にあります「区長」という表現が、区長となるのか、事務所長となるのかということになるかと思うんですが、実際の予算要求執行の流れにつきましては、地域自治区は合併特例と違いまして、法人格を持たないということから、独自の予算編成というのは持ちませんので、本質的にはここにありますような形で、各庁舎における所属課単位の予算要求を基本として、それを区長ないし、事務所長が決裁をする。あるいは区長ないし事務所長が予算編成をするに当たって、その調整の必要性を勘案しながら、予算要求を総括していくということになるかと思えます。

次に、4ページでございますが、協働のパートナーとしてのまちづくり協議会としてのあり方ということで、これについては前回は確認いただいておりますとおり、新市において小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区程度程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとする。このような内容を調整方針の中に入れていただいたというものでございます。

次の地域自治区（特例）設置期間終了後の地域自治組織のあり方というところでございます。

特例法による地域自治区につきましては、約6年間、28年3月末まで設置をするとしておりますが、その後の地域自治区のあり方につきまして、いろいろと委員の皆さん方からも御提言・御意見をいただいておりますが、ここで申し上げますのは、例えば特例措置の方法として、特例期間設置終了後に、一般の地域自治区制度へ移行をするという方法が1点目でございます。この場合は、現在の小林地区を含んですべての地区に設置をしていくというふうになります。ですので、若しくはその設置区域につきましては、旧市町にだけではなくてここにも出ておりますが、例えば校区単位とそういった形での設置はできることになっておりますが、そういった点までこの小委員会の中で規定を言及しておくかどうかということでございます。1つ目はそういった一般制度への移行というものははっきりとしておくかどうか。

2番目に、そこまでは現段階では難しいということであれば、そういったことの一般制度移行について、検討をしているというところまでを規定するんだとか、これにつきましては、先ほどの資料の2ページの3番のところ、一定期間を経過した後、評価し、地域自治区の設置の是非について再度検討するというところでございましたが、そういったただし書の中に、その趣旨を含んだ形で定めるかどうかということでございます。

3番目としましては、やはり市といった一体感の醸成を早く図るということから、特例期間終了は、一般制度の地域自治区を置かないという、大きく分けましては、このような3つの選択肢になるのかなと考えております。

その下でございますが、合併協定項目第11号「地域自治区等の取扱い」小委員会としての調整方針（案）としております。これについては、まだすべてが御確認をいただいたわけではございませんが、実際には、協議会の方で、小委員会の最終報告と、協議事項として調整方針（案）、あるいは地域自治区の設置に関する協議書が提案されていくわけでございます。その際の調整方針（案）の表現としてここにお示しをさせていただきますとおりでございます。読み上げさせていただきます。

(1) 地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し、住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第23条第1項の規定に基づき、合併前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置する。また、同法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、別添の「地域自治区の設置に関する協議書（案）」によるものとする。この協議書（案）というのが、皆様方から御協議いただいた内容を基に作成するということになっております。

(2) 新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区域程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとする。以上でございます。

そして、5ページの方をご覧いただきたいと思っております。5ページにつきましては、前回の小委員会のときにホワイトボードの方に簡単に記載をして説明をさせていただいたところでございますが、改めてここで、参考資料としてお示しをさせていただいたところでございます。

なお、ちょっと訂正がございまして、本日、差替えをお配りをさせていただいております。訂正の2箇所につきましてははですね、下の方の留意事項のところでございます。※が4つついておりますが、3番目の※のところ、例が示されております。高原町の方が、「小林市高原町大字西麓」、これが自治区名、字区名と分かれていたものを「小林市大字高原町西麓」という大字高原町西麓という字名に変更するという例を示しております。これは野尻町の方では、ちょっと表現が訂正ができておりませんでしたので、新しいものを見ていただきますと、「小林市野尻町大字紙屋」、これが自治区名と字名に分かれておりますが、これが「大字野尻町紙屋」という字名に変わっております。これが修正前は「野尻町大字紙屋」ということになっておりましたので、申し訳ございませんが、差替えをさせていただきたいと思っております。

この住所の表示等につきましては、それぞれ合併前、合併後の期間、それから期間終了後ということで書いてございます。そして下の方留意事項にございますように、自治区の住所表示等につきましては、合併新法に基づく特例としての経過措置でございます。ですから（特例）設置期間終了後は、住所に自治区名を冠することはできないとされております。このことがこの表の一番左の、合併後設置期間終了後のこういった住所表示になるというところでございます。

（特例）設置期間終了後、先ほども申し上げました自治法に基づく一般の地域自治区を設置した場合、引き続き住所に自治区名を冠することになります。それらの（特例）措置期間と住所表示上は、高原町・野尻町・須木区についても変わらないということになります。この場合は、高原町・野尻町だけでなく、現在の小林市を含む新市の全地域に地域自治区を設置しなければならないとされております。

その下でございますが、（特例）設置期間終了前に、字名の変更について、市議会での議決、県への届け出・告示を行い、字名として自治区名を残すことは可能である。これが、下の方に先ほど申し上げました形で、現在自治区名・字名と分かれているものを大字高原町西麓という字名、あるいは大字野尻町紙屋という字名に変更することによって、地区名を残す方法があるということでございます。

ただ、この場合におきまして、合併と、それから特例の設置期間終了時期、2回、住所が変わるというふうなことにもなっております。住所変更によります自治区内の住民の混乱を避けるために、一つの方法としましては、合併時に大字の2文字を削除し、（特例）設置期間終了前に、現在の字名を前に自治区名を残した形で、新しい字名として変更し、事実上、住所の表示に変更がないようにすることも一つの方策としては考えられるということでございます。下の方にございますように、あらかじめ大字という表現を抜いて、小林市高原町という自治区名として、西麓というふうな字名にしておくことによって、設置期間終了後に仮にそのまま地

| | |
|------------|--|
| <p>委員長</p> | <p>区名を字名の方に変更しまして、表現上は小林市高原町西麓、あるいは小林市野尻町紙屋という、須木地区におきましても、小林市須木下田というふうな表現に変えることによって、実質上は見た目では住所が変わらないという方法も一つの方法としては考えられます。ただし、この字名の変更につきましては、当然、町名・字名の取扱いの方で、部会の方で提案をするということになりますので、その小委員会でそのことについて協議をいただくということではございませんので、その点を御理解いただきたいと思います。また、その自治区設置によりまして、設置期間、あるいは設置期間終了後で住所が変わるということだけは、御理解をいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>長くなりましたけれども、以上でございます。</p> <p>それでは、ただいま事務局の方から随時説明がございましたが、何か質問がございませんか。</p> <p>1番については、どんなでしょうか。下線が引いてありますが、この点についてはこの書き方でよろしいですか。住民自治の強化や行政と住民との協働を推進などを目的にと書いてありますが、これを新しく変更になるということでもあります。よろしいですかね、これで。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>では、2番目の地域自治区の名称についてのこれにつきましては、どうでしょうか。このままでよろしいでしょうか。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>3番目の地域自治区の設置期間についてであります。これについて、波線の部分が追加ということではありますが、地域自治区の設置について、再度検討するとあります。これもこれは変えていいですね。</p> <p>あと4番については、もうこれはこれでいいわけですね。はい。</p> <p>あと5、6、7、8については、再度また後日協議していただきます。</p> <p>9番目の地域協議会の組織及び委員の選任・任期についての変更であります。これの下線のところが、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して、市長が選任するとしてございます。これもこのような形でよろしゅうございますでしょうか。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>10番目の地域協議会の会長及び副会長についてであります。この下線の部分についてがそこに書いてありますけど、会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。これもこれでよろしいでしょうかね。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>11番目、地域協議会の委員の報酬についてですが、これについては、何か御質問はございませんか。委員の報酬については、小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例に基づき、日額報酬を支給するとともに、費用を弁償すると。必要と思いますがどうでしょうか。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>12番目の地域協議会の会議、この中で、2番目の定例会議の開催回数は、年次計画を作成しということでもあります。それと、会長は、委員の4分の1以上の者から会議を招集、請求があるときは会議を招集しなければならない。また、会議の議長は会長が務めることとする。会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによると。会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。会議は公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。これについて、御意見はありませんか。よろしいでしょうか。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、13番目で、地域協議会の権限についてであります。市の事務処理</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>に当たって、地域自治区の区域に住所を有する者との連携の強化と協働を加えてあります。それから、市長は、次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であつて、地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。1番目が、新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項、②③④⑤⑥番目とあります。これはよろしいでしょうか。このままで。意見はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 委員長 | <p>14番目、高原庁舎、野尻庁舎における予算要求・執行について説明がありましたが、この件について、何か御意見ありませんか。よろしいでしょうか。執行部、事務局の説明のとおり。よろしいですね。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 委員長 | <p>あと、協働のパートナーとしてのまちづくり協議会組織のあり方についてであります。この文言につきましては、前回、これでよろしいでしょうか。このままで。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 委員長 | <p>地域自治区（特例）設置期間終了後の地域自治組織のあり方についてですが、これについて、何か。</p> |
| 赤崎委員 | <p>いいですか。谷川リーダー、もう一度3つの選択肢について、もう一言、復唱で確認させてください。お願いします。</p> |
| 事務局 | <p>まず、一つの方法としましては、6年間の特例期間終了後に、小林市を含めた一般の地域自治区制度へ移行をするという方法。これを規定をしておくということでございます。2番目には、その一般制度への移行について検討をするという規定を協議書の中に入れておくということ。これについては、先ほどの2ページの3番、設置期間、ただし書のところにそういった表現は当てはまるかどうかでございます。そして3番目としては、新市の一体感の醸成というところから、特例の設置期間終了後に一般制度を置かないということ御確認いただければと。（発言する者あり）</p> |
| 竹之内委員 | <p>いいんじゃないですか。具体的に。</p> |
| 委員長 | <p>よろしいでしょうか。3番目については、期間が終わった後はもう置かないということではありますが。</p> |
| 赤崎委員 | <p>その2番目の一般の協議会、検討をするとありますけれども、これはどの期間で検討することになるんでしょうかね。</p> |
| 事務局 | <p>一つの方法としましては、2ページの3番の方で須木の地域協議会とあわせる、須木の地域自治区とあわせる形で、28年の3月31日まで期間を置きますが、ただし、一定期間を経過した後に、地域自治区の設置のその評価をした上で、その後、地域自治区の設置の是非について再度検討するとしておりますので、いわゆる6年間の間で、ある程度新市の一体感ができてきたんではないかと、あるいはその期間を、その今回の合併期日であります28年の3月までとしておりますが、28年の4月には、また任期満了による市長選挙等もありまして、そこから4年間の市長さんの任期であります。そして、地域協議会の委員さんにつきましても、基本的に2年で変わっていくと。そういった一つの節目節目で見直しを、それ以降の設置のあり方について見直しをするという趣旨で、この3番の設置期間のただし書が入っておりますので。</p> |
| 赤崎委員 | <p>協議会内の、今できている協議会内で、次に必要であると認められるときに、それで検討するでいいんですね。</p> |
| 事務局 | <p>はい。</p> |
| 赤崎委員 | <p>わかりました。</p> |
| 委員長 | <p>よろしいでしょうか。ほかにありませんか。</p> |
| 松元委員 | <p>ただいま説明があったように、3番目のところで、いろいろ言ってただし書を入れたわけですね。いろいろ前回でしたか、異論になって。ここ辺の整合性はちよ</p> |

| | |
|--------------------|--|
| <p>委員長</p> | <p>っと図っとかないといけないんじゃないかと思うんですね。例えばのあり得ること でいいますと、仮に22年で合併しますよね、一つの首長の何ていうんですかね、 任期期間が4年間ですよね。そうすると、26年頃まで一応自治区をずっとあつた というのを想定しますよね。その時点での執行計画といいますか、議会なんかもも ちろんいろいろ議論をするところでしょうけれども、そういうところで存続するか どうかよというこれただし書を見ながら、私は議論はその時点であるんだろうと思 う。前後でありますね。事前に。しかし、これでどういうふうに判断をするかよと いうのがありますので、あるいは2年を残して、いやもう自治区は、4年間で一応 一体感がだいたい醸成できたから、いいではないかという議論はあるかもしれませ んね。そういうことを想定しますと、3番を念頭に置いての文言といいますか、た だし書はやっぱり入れた方がいいのかなと。先ほど事務局の方から3つありまし たけれども、そういう表現にしとった方が、3番と整合性がとれんとおかしいです よね。</p> |
| <p>松元委員</p> | <p>松元委員の方から、3番との整合性についてであるんじゃないかということ です。</p> <p>それと、もう一つ事務局に聞きたいわけですよ。その設置期間というのは 28年3月31日までになるわけですかね。じゃ例えばですよ、私がさっき言っ たように、4年間やってみて、時の首長、あるいは議会等といろいろ議論を含めて判 断して、一体感をできとらん、これで、自治区は解散します。もうやめにしましょ うと。で、あと2年間はブランクがありますよね。その後というわけですかね。あ くまでも28年以降。</p> |
| <p>委員長 事務局</p> | <p>事務局。</p> <p>あくまでも当初の協議書による設置期間は28年3月31日までですので、それ が26年の3月31日までということで新市において協議がされた後、条例改正を して、そこでも地域自治区は廃止ということになりますね。そこからをどうするか ということになります。そこから一般の地域自治区を置くか置かないかというこ とになろうかと思っております。</p> <p>先ほどの設置期間終了後のお話を申し上げたのが、一つには宮崎市の例で、あそ こは宮崎市以外のところは、合併特例区は設置されております。これは5年間とい うのが法で定めておりますので、その後のことにつきまして、現在宮崎市、旧宮崎 市内におきましては、既に一般の地域を設置されておられますので、合併特例区 の設置期間終了後には、宮崎市と一般の地域自治区に移行をするんだというのを協議 の時点で定めたというのが一つの事例でございます。</p> <p>そういった形で、協議前で明確にされている場合もございまして、先ほど来ござ いますように、新市の一体感の醸成というのは、合併して行って、その状況を見極 めないと、というところがありますから、現時点で判断できる範囲となりますと、そ ういったような自治区の特例の設置の是非も兼ねて、その後、一般の地域自治区を 今回置くという検討は、新市においてはやるというただし書で考えております。</p> <p>1つ目の例としましては、日向市と東郷町の合併におきまして、そういったた だし書をつくっておられます。この場合は設置期間につきましては、合併後6年間 ですということですが、第1条のところ、地域自治区の設置というところ で、特例法による地域自治区を設置する。ただし、第3条、これは設置期間になる わけですが、第3条に掲げる期間中に、地方自治法第202条の4に規定する地域 自治区の設置について検討する。これはいわゆる一般の地域自治区の設置につ いて、6年間の間に検討するんですよということを第1条の設置のところ、明記をす る例はございます。</p> <p>あるいは東臼杵、いわゆる美郷町ですが、そちらの方には、設置期間のところ にただし書の規定をしておられまして、地域自治区を合併後4年間設置すること とし、その期間において速やかに地域の一体感を図るよう努めることとする。なお、 地域自治区の設置から4年目、平成20年度に地域自治区設置の是非を検討するこ</p> |

| | |
|------|---|
| 松元委員 | <p>ととし、さらに設置が必要と判断された場合は、地方自治法第202条の4に規定する地域自治区を設置するとされております。それで、4年間設置して、その4年目において、さらに設置が必要と判断されれば、その場合は、地域自治区を置きますということを、東臼杵の方はやっておるということです。</p> <p>したがって、ここで断定的に僕らの判断というのは難しいことになるんですよ。4年間というと、ちょっとそのときの執行権者ですとか、議会がいろいろ議論をしながら、そののちをもうちょっと続けようかちゅうのは、そのときの判断に委ねんとしょうがないと思うんですよ。したがって、結局緩やかなとか、柔軟性のある表現にしとかなないといけないのかなと私は気がします。（発言する者あり）</p> |
| 坂本委員 | <p>一体感がびしっとすればもう要らないと思うんですよ。だけど、どうなるかわかんから、やっぱり2番みたいに、一定期間で見直すと。ただし、条件としてさっきのように、一般から自治区とすることを条件に入れて検討すると、つけたらいんじゃないですか。はい。（発言する者あり）</p> |
| 委員長 | <p>見直しする意向でありますで、次に入っていきたいと思います。 あとはもう議案のとおりということでよろしいですかね。</p> |
| 委員長 | <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは次に2ページの5番の地域自治区の区長の選任から、8番の区長の権限までについて、再度一括して御意見を出していただきたいと思います。前回もいろいろと協議していただいたんですが、協議会で協議ということで終わりましたが、5番目の地域自治区の区長の選任について、事務所長で置くのか、区長を選出するのかという点について、再度御意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>前回、あった時点で必要でないんじゃないかという意見と、まあ住民の意見を反映するためには必要でないかとちょっと割れたわけですが、再度御意見を出していただきたいと思います。冒頭、私のあいさつにありましてとおり、将来の10年、20年先の新しいまちに向けて一番大事な問題であろうかと思いますが、よろしいですか。ないですか。</p> |
| 松元委員 | <p>重たい話でしょうけれども、まあずっと私、財政を抜きにして考えられないというようなことをずっと言ってきたわけですね。この前の第4回的时候に、事務方の方にも確認しまして、私もびっくりしたんですけれども、野尻さん、高原さんが小林市と一緒にしましょうねとおっしゃってるわけですよ。そのやっぱり最大のやっぱりポイントというのは、このままでは自立は続けられない厳しいよという決意があつてのことだと私は思ってるんですね。そういう趣旨のことを説明資料にもずっと書いてありますし、自治体が広がることによって、より合併のスケールメリットと言いますか、よく言われますけれども、そういう効果に期待するということなんですか。</p> <p>この前、財政の方から話があったように、小林市のその19年度の決算がほぼ固まったという話ばかりですよ。私はそれにポイント、経常収支比率が上がったという話を聞いてびっくりしているんですけれども、2ポイントとしても大きいですよ。95.9から97.9ちゅうわけでしょう。もう98%ですよ。言えば2%しか余裕がありませんよというふうな、窮屈な状態に小林市も実は立ち至っていると。だから、いろいろ期待される場所があるのかもしれないですが、私もこうそんな期待される状況ではないと。小林市がですが。</p> <p>で、今回申し上げたいのは、御承知のとおり、これは、またうらやましい問題なんですけれども、いろいろ聞きますと、いわゆる病院の問題ですね。高原町、小林市、公立病院を運営しているわけなんですけれども、これまた別途協議項目になるというふうな話を聞いておりますけれども、小林市も御承知のとおり、約53億円と、いろいろ入札で若干減るのかもしれませんが、いろいろ市民要望等を含めて主な医療機器も約10億円借入れすると、そういうふうな中身にもなっておりますけれども、やっぱり我々が、小林の議会の中で、いろいろ市民の方々から寄せられる意見</p> |

というのは、新しいこの病院ができることは非常に結構だけれども、経営は大丈夫かよと。そういういろいろ等々の心配もされているわけですね。我々もいろいろな検討をしてくれているわけですが、まあいずれにしてももう建設が始まっていますので、これも一般会計、あるいは企業会計の方から借入れをしているわけですね。当然、そこからまた長期債務が発生をしていくわけですよ。この前言いました3市町合わせて、約540億円の長期債務でしょう。それはまだかかっていくわけですよ。私はそういうことを考えてきますと、ちょっとそら恐ろしい気がしているんですよ。ここのところは、やっぱりいろいろやりたいけれども、最低限のところまでと言いますかね、今も協議会のやつが確認をされましたけれども、協議会の組織をきちんとやっぱり機能するということが大事、その上に私は事務所長とその協議会、それでさらに下に——下にて言ったらいけませんけれども、住民と一番接触しているまちづくり協議会の、あるいはまちづくり委員会なるものがしっかりとつながっていくという、ここを私たちはつくり上げていけば、不安とか懸念というのが一定程度、私は払拭できるんじゃないかなと思うふうに思っております。

小林で、やっています須木さんとの合併して、実質上超えていますけれども、これはこれで一つの約束事として合併したわけですから、これはこれでまた内部で、私は議論をしなくちゃいけないと思うんですけど。そういういろいろ私たちは須木との合併を経験して、今度、新たにまた野尻さん、高原と一緒にしろとしていくわけですから、ここは今の置かれた財政状況というのはやっぱりしっかり私は見ないといけない。そういうことを申し上げておきたい。そういう意味から先ほど言いましたように、事務所長、こういうことでいいんじゃないかなかと。

ただいま松元委員が終わりました。竹之内委員。

まあ基本的には、松元委員さんの言われる、その区の区長制度というものは同じような意見なんですけれども、今、お話を聞いている中で、やっぱり財政問題ということにやっぱり、例えば高原町も悪いとか。ただ、これはこの間言われたように、小林が2ポイント上がったということですね。97.いくらになったと。高原は93.幾らか、今年であれば0.5ポイントぐらい下がっているわけですね。それから、公債の問題でも90億あったものが、今年は82～3億という形になっております。あと5年後になると、非常に身軽になります。あの状況からいけばですね。

だから、この考え方として、私は財政問題じゃなくて、どうしたら一体感が出るかと、将来的にその一体感を保つためには区長制度は要らないんじゃないかと、まあ事務職員でいいんじゃないかという考え方です。財政面からでなくてですね。一体感、小林市と新しく一緒になるという考え方のもとで、財政的に言えば、私はずっと試算しているのが、小林市の方がずっと悪いと思う。現実的に言えば、将来5年後になったときに。相当差が開いてくる。

それから、財政問題でこの議論をすると、そういう結局わだかまりが出てくるわけですね。基本的には、10年後20年後、小林市が、新しい町小林市がどうなるかということでお話していただかないと、やっぱり高原町民の中では、ああそういう小林市に助けてもらわんにやいかんとかという、小林市は助けてもらわんにややっていけないかという、実際的には、5年後じゃ相当の私は開きができると思っています。そういうことを我々は言わないですけれども、あまりに財政的なものを、まあ基準にはなりますけれども、新しい町として、どうするかということを将来に向けて話すべきだと私は考えております。言われるように、区長制度は行ってもいいんじゃないかと、事務職員で十分だという考え方を持っております。

ほかにございませんか。

よろしいですか。

はい。

その区長さんを置くまいか検討されてですよ、区長さんを置くか置かんかと、意見が出た。野尻町ではやっぱり地域の不安感があるから、区長を置いた方がいい

委員長
竹之内委員

委員長
坂本委員
委員長
坂本委員

| | |
|-----------------------------|---|
| | <p>と。その、区長は財政的にやっと、須木みたいな特別職の人を置くと、市町格、副市長格を置くと非常にお金が必要ということで、副市長格ではなくて、まあ支所長というんですか、そういう人で代行できないかという検討だったんですね。だから、区長は置くんだと。だけどそれは、事務所長かなんか知らないけど、だけどその事務所長という人が、野尻町の方たちが、一般の市民の不安を解消を解くだけの権限があるかないかということが、ここで議論になってくると思うんですよ。だから私は、それは時の任命する市長さんがですよ、そういうことを十分考慮して、例えば——例えばですよ、地域出身の方だとか、転勤を一般職員並みはしない、しないとか、何かそういう地域たちが安心するような人を、その支所長に選ぶような配慮があればいいのかなと。それは松元さんたちが言う、やっぱり財政財政と言いたいんですけど、財政がきちごたっから、そういう特別職みたいな高給の人たちが何人もおったらどうなんだろうかと。また野尻町からは、収入役、助役が一つなんだから、そのぐらいのことはち、言わったけど、やっぱり財政を考えたときに、その支所長にそれだけの権限を持つような配慮をすれば、区長さん、区長という名前かどうか知らんけど、そういうことを考えれば解決はつかないものかなと、そんな気がしたもんですから。</p> |
| <p>委員長 見越委員</p> | <p>はい、どうぞ。</p> <p>よろしいですかね。経済団体では、安い支所長か、職員支所長を置くかという問題があるわけですよ。行政の場合、若干特別職相当の人を置くかということになりますけれども、その場合に職員支所長の場合に、例えば、本庁の課長クラスなのか、あるいは部長制があれば部長クラスかですね。そういうこともあるといいんですが、課長以下だと、市長につながる要件が途中で止まるんですね。それじゃあおかしいと。ですから、そういう職位はどの辺にあるのかということが大事だと思うんですね。</p> <p>だから、今は、その財政の問題とかいろいろお話があって、十分わかります。もう組んだってどうしようもない。もう町村も生き残りがどうかというところが多いわけですが、そういう中で、いろいろその住民に対して、どういうふうな説明で住民が納得するかというふうなことも、住民には直接はまだ話しかけはしていないわけですよ。そのようなことを考えると重要な問題だと思うんですが、だから、その職員支所長の場合、それでも機能すると思うんですね。その場合に職位はどの辺になるのか、その辺にかかってくるかなと思うんですよ。</p> |
| <p>松元委員</p> | <p>ちょっと事務局に聞きたいのがあるんですが、組織機構ですね、組織機構、これを協議項目になりますか。今後の。どげんになりますかね。</p> |
| <p>事務局 松元委員 事務局</p> | <p>組織機構について、ちょっと協定項目になります。</p> <p>協定項目になりますね。</p> <p>はい。今現在の行政人事分科会の方で、協議されていると思いますが、基本的には合併協定前の調整方針としては、基本的な組織機構の基本方針を定めて合併協定書に盛り込むという形になると思います。そして、議決されて合併準備に入った段階で、具体的などういった組織を置くか、あるいはどういった役職を置くか、職員を本庁・支所においておくかということについては、合併準備に入った段階でない、具体的な協議はちょっと難しいんじゃないかと思います。今の職員課長もおいでですので、また報告をしていただくと。（テープ中断）</p> |
| <p>松元委員</p> | <p>そこ辺ですね。私も、小林市議会の特別委員会で、昨年とか今年とか、あるいは総務委員会で回ったところへ行きますと、合併しているところですよ。一定の例えばまあ新市小林市でいきますと、6万の市になるわけですよ、この前から私がちょっと言っていますように、現在の課長という課制では、ちょっと私は無理があるのかなと。やっぱり執行権者の当然専権事項だと思いますけど、部長制を敷くのかなと。やっぱりそういうことを想定していきますと、私は部長とか、そういう人がなるのかなというふうなのが想定されますよね。（「想定されます」と呼ぶ者あり）</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>で、先進地でこれずっと見ているところに行きますと、例えば地域振興課とか、地域振興部とか、自治振興部とか何かそういうのをやっぱり新たに合併したところ、庁舎にこう置いて、その人が具体的にまとめ上げていくというようなことをやっていますので、私はそこが、きちんと職員で、この法に基づいて事務所長という位置づけをきちんとやれば、その人が全体を統括するという当然任務を帯びるわけですから、要は条例の中にきちんとそこがうたわれ、協議項目の中でしっかりうたわれておけば、みんなにはこういう権限で事務所長を置くということが担保なわけですから、その権限をいかに事務所長が発揮するかに私はかかっていると思います。</p> |
| 西岡委員 | <p>よろしいですか。今、見越さんが言われたやつはですよ、区長というようなそういう無言の権力、町が——私が支所長というのも、それだけの権限を与えた支所長というふうなことであれば、野尻町さんや住民が安心するだろうというようなものがないと、やっぱり区長を置けば安心というだけで、区長でも安心できるような権限を、区長ちゅうか支所長でも、部長に匹敵するような感覚ですよ。</p> |
| 松元委員 | <p>法人格を持っていないですからね。それは。（「それは法人」と呼ぶ者あり）法人格を持っていないわけやから、支所長でも同じ。</p> |
| 委員長 西岡委員 | <p>西岡さんに、どんなですかね、区長。須木の。（発言する者あり）（笑声） 前から言うことですけど、結局、区長制度置くというのは、住民の安全、安心のためですよ。そのために、私は区長さんは必要であろうと。だって我々今2年経過しますが、課長さんにも相談に行きます。だけど区長というのがおってこそ、我々も活動もしやすいし、行動もとりやすいわけなんですよ。安心と安全。私も商工会の方におるんですけど、やはり何があっても市長さんに直接言っていただけなのは区長じゃないかと、私は思っております。けども、財政の問題が出れば、しゃっち、三役のクラスの給料を与えて置くというんじゃないかと、今、会頭が言われたとおり、支所長クラスで、給料の問題は別にして、学識経験者とか、その貴重な経験者がおると思うんですよ。議長さんとか、元どっかにおられた方、そういう方で兼務すると。課長さんが兼務した場合は、ある程度バランス的に小林の課長さんと須木の課長さんで対応したときに、幾ら権限を持たせても市長に直接はいかんだろうと思うんですよ。そこら辺を考えれば、どんなものかなと思っているところですよ。</p> |
| 竹之内委員 | <p>ちょっと西岡さんに聞きたいのは、結局、その須木の方がその何か支所長になるという思いで今言われたわけですね、発言の内容は。須木の方がその市のあれになるという考え方ですよ。（「結局そうですよ」と呼ぶ者あり）それで、例えば、小林から来てもいいわけですよ。優秀な方がおれば。先ほど西岡さんが言われたような、私も大賛成なんですけど、結局給料の問題は差し置いて、私どもの観光協会は、今局長は15万です。商工会事務局長は20万です。ところが、大体そういう形で、ただ権限さえ与えれば、それだけ優秀な方がやっぱりおられるわけですね。だから財政的な問題で言えば、そういう方々を採用していけば、十分いいんじゃないかなという気がするんですけども。だから、私が先ほどから言うように、一体感を持つためには、あんまりそういうものは、整理して置いた方が、小林市としてもあれが一番いいんじゃないかなという考え方も、区とかなんかはもう別問題ですのですね。</p> |
| 西岡委員 | <p>今ですよ、合併という問題、大変な問題ですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）まあこの間おっしゃったときに、私は合併は反対なんですとおっしゃいました。（「基本」と呼ぶ者あり）基本的には。私も前の小林と須木でやるときに、合併は反対だったんですよ。ここは、もう昔のことを言っていていいですかね。そのたびに私は西米良にも行きましたし、綾町に行って、町長やらと語って、合併は反対だということで、この会議に臨んだわけですよ。そしたら、その当時の村長さんが来られて、総務課長から怒られました。合併協議会を脱退しなさいと。そして脱退するというので帰りましたが、商工会の代表でだれが行くかと、あんたが絶対おっ</p> |

| | |
|---------------|--|
| 竹之内委員 | <p>てくれにやいかんということで、また再度入ったんですけども、一番考えるのは、いかにして合併してだれが寂しいかですよ。住民なんですよ。住民の安全を考えてやるために、支所長は絶対必要だろうと、私はここでおたくらが一番出てこにやいかんとを、今小林市の立場で私は聞いているわけですよ。それを何とか言うとはおかしいとは思っているわけですけど。</p> <p>いや、私はこの一番先に、基本的に反対というのは、小林からの回答は「高原町は危機的財政の中」という文言が入っていたんですね。そしたらこの文言は、高原町が助けてもらえないかとやいう中で、この合併はそうしてうまくいくのかなという考えが、一体となって新しい町をつくるという話は賛成なんですよ。ところが、最初の市長さんの回答が、高原、合併を申し入れたときに、まあこれはこういうことを言うちやいかんけれども、高原町は危機的財政の中で合併するというなら、こういう形でという話になっていくから、この合併は果たしていいのかなというのは基本的な考え方で、また大きくしてスケールメリットを求めるといふことであれば、私はもう賛成なんですよけれども、そこが基本に置いて、最初に言ったのは、それやったもんだから、そういう話。</p> <p>それと、商工会の会員の方が、ほとんど合併しなくていいんじゃないかというあれが多いわけですよ。そういう意見を反映して、私も委員に任命された段階で町長さんにもお話をしたんですけども、私としては、基本的にはどういう体制を貫く、それでもいいんですかという念を押して薦められた。</p> <p>それから、言われるように、やっぱり町民の地域のことを考えてやらなければいけないと、この合併というのは将来に向けて、我々、私なんかそんなに影響ないんですよ。当然もう死んでしまっている。その中でやっぱり新しい町としてどう活動していくかということ、私としては主体的に考えておる。</p> |
| 坂本委員 | <p>よろしいですか。まあ合併ですよ、もうみんなそれこそ一つになって合併するんだということで、前向きにここでもう、今もう道州制が来たりする時代だから、私は、ぜひ過去のこととか、そういうことは考えずに、今はみんなで合併して、一つのまちづくりを進めよう。将来また道州制になつてくるかも知らんと。そのためになら、もうまた結束していかないかと。取り残されるぞというふうなことで、西諸は一つと私はいつも言ってるけど、そういうことで。これは。</p> |
| 竹之内委員 坂本委員 | <p>私もそうなんですよ。</p> <p>だから、その野尻の地域の人たちが安心するために、どうしたらいいのかですよ。そこをぜひとも。</p> |
| 委員長 赤崎委員 | <p>赤崎委員。</p> <p>やはり我々は、1市2町間のお互いの立場を義理的な姿勢をお互いが尊重し合っ、受け入れてやるとか、受け入れられるという発想では、その次元では物事を進まないんですよ。やっぱり今回の合併特例法というのが、どういう趣旨の中でこの事態を奨励しておるかということ、おのずとその答えが出てきておりますし、平成3年度以降、合併協議会研究会設置イコール1市2町——須木も含めて1市2町1村が取り組んできた事項についてのお話し合い等協議の成果というのは、まさしく僕は大事に踏まえていかないとはいけないと思っております。</p> <p>だから、ここではお互いが、須木はすばらしい形で環境に落ち着いていらっしゃるので、その歩みをかけようとする2町の住民のこの合併に対する期待と不安と動揺を、坂本会長がおっしゃるように、どういうふうにして小林が心を広く、それに受容的な対応の仕方理解をし、とどめていっていただくかと。それしかないわけですよ。それ以下の損得の問題、指数、財政の問題等々については、これはもう次元が違うわけですね。そういった問題、お互いに抱えておるわけですから、それは論外の問題だと。それをやっぱり心情的な問題をまず優先にしなければ、この問題は片付かないわけです。</p> <p>だから、過日、2町の首長が市長のところに行って、頭をすばっと下げて、お互いに編入合併で模索したいと言ったのはこれは誠意の部分であって、それが上下関</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>係の中でなされたという姿として僕は受けとめたくないです。同じ三者の首長の中で、そういったような謙虚な姿勢と包容力を持った小林市長の対応の中で、1市2町のことについての一件落着の場面があったと。それが1月であり4月であったと。</p> <p>だから、我々もこの協議会のこの小委員会においては、そういった貴重な節目の出来事を大事にとらえながら、本件にかかわっていかないと物事は絶対に進まない。我々はあくまで合併を成就させるという大きな任務以外に何もないわけですから、前から言っておりますように、今日もいろいろと御意見が出ておりましたが、自分なりに冷静に聞き入って受けとめてきたんですが、やはりそのこと以外に、結論の出しようはないのではないだろうかというふうな気がいたしますが、いかがでしょうか。</p> <p>以上です。</p> |
| 種子田委員 | <p>いやそれは、意見としては、みんな気持ちとしてはもう合併するんだというふうに、既に上がっているわけでしょう。</p> |
| 赤崎委員 種子田委員 | <p>そうそうそうです。全部種子田さんがおっしゃるとおりです。</p> <p>だから、局部的な問題、これはやっぱり煮詰めていかにやいかん。今、区長の問題が出ておりますが、区長制度を置くということでもう決まっておりますわね。これは自治区は。だから区長はだれにするかということでしょう。今、議論としては。</p> |
| 赤崎委員 種子田委員 | <p>固有名詞の問題ではないでしょう。</p> <p>いやまあ最終的にはそうなると思いますよ。私は。（発言する者あり）だれをするかということになると思いますよ。だから、その辺のところをやっぱり意見を交えて。</p> |
| 赤崎委員 | <p>それは議長、しっかりコーディネートしてください。固有名詞のところに来ているのか来ていないのかという問題ですね。</p> |
| 種子田委員 | <p>いやもう時間的にはそこに行きますよ。私ははっきり申し上げますが、はい。それは、須木との合併でもそういう事実ですから。</p> |
| 赤崎委員 委員長 | <p>うん。なるほどね。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>特例で、区長を置くのか、地域自治区で支所長としていくのか、その違いと違いますので、ここで協議していることは。</p> |
| 種子田委員 | <p>はい。だからもう最終的には私はちょっと早く注意しましたが、結論的にはそういうことになると思うんですよね。</p> |
| 淵上委員 | <p>今、種子田委員さんのおっしゃるとおり、今の場合は、私は、地域自治区の中に、須木さんが置かれていらっしゃる副市長さん格の区長を置くのか置かないのか、職員の機構改革で部長制になるかわかりません。課長さんでもっていく、支所長さんでもっていくのかなというその今、話、協議中だと思うんですけども、その中において、やっぱり松元委員さんがおっしゃるような財政の問題が出てくるのは当然だと思うんですよね。前回も私は話をしましたけれども、やっぱりそういったことで、今後はいろいろ道州制の問題も出ておりますし、そして、何といたっても、私は少子高齢化が急速に進んでいますよ。そしてまた、地方分権もこう行われる中としても、財政基盤を大きくしていなければ、その地方分権も受けられないのかと。要は、財政的なあれがやっぱりどこにしても大変厳しい、日本国中厳しいわけですけども、そういった中で、やっぱりそういった合併当時はそれぞれ厳しいだろうと私は自分なりに理解をしております。それをいかにして、やっぱりそういった行財政のスリム化をしながら、事務的な問題、今できております地域自治区の区長の問題、給与の問題とかあるわけですけども、やっぱり長い10年20年先を見据えた中で、やっぱり今後、自分たちは合併をしていかなければならない。目先のことだけじゃないわけですよ。それをいかにして、新市の一体感の醸成、そしてまた、その中において、私はそれぞれの旧自治体の特徴あるまちづくりをつくっていいと思うんですよ。大まかにやっぱり一体感を持っていかなければなり</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>委員長</p> | <p>ません。それぞれ歴史・文化とかあるわけだから。</p> <p>まあそういったことをつくっていく中において、まず何年になりますか、やっぱり地域自治区をつくっていただいて、そして、特に私は住民の不安を解消して、そしてできるだけスムーズに一体感ができるような新市づくりをつくるには、どうしても、ある程度区長さんにおいては、そういう失礼なあれになります、職員じゃなくやっぱりそういった給与の問題、これはそこへんまで私たちがタッチするあれじゃないわけですけども、私はその財政的に非常に逼迫していますけれども、一番大事な自治区をつくって区長を置く、区長の権限、決裁権とかがありますけれども、やっぱりそこを絡めていけば、私はそういったある程度の権限のある方ていうか、それは固有名詞はそれはどうでもいいわけですよ、だれがだれとかですね。そういった位置づけをしていただきたいというそれが、私たちが考えていると。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまいろいろ御意見が出たところでありますが、一応ここで暫時休憩いたします。11時5分頃から開始します。</p> |
| <p>松元委員</p> | <p>午前10時52分休憩～午前11時05分再開</p> <p>委員長よろしいですか。今、前回と同じような議論なんですけれども、重要なところですので、お互いにやっぱりきちっと議論しとった方がいいなと私は思います。</p> <p>まず一つは、須木と合併して、新市小林市になったわけですけども、それを参考にしながらずっと今小委員会を進めているんですよね。私は、須木と合併して自治区をつくって、区長を置いてという形をして2年経ちましたね。あと、高原、野尻さんと一緒になってという間、2年間まだあるわけですよ。今、平成20年、21年ありますが。一応22年の合併を想定しての話ですけどね。流れ、スケジュールとして。本当はいろいろまだ議論のあるところで、これは新市、今の小林で議論をせんにゃいかんとか。それから、新たにまた合併後の話をする場合に、今は赤崎さんがおっしゃったんですが、私はやっぱり財政を気にしてこの話は当たり前と。そして、財政だけの話は全面に出そうとまた思っていますが、少なくともそここのところは、私どもの小委員会だけじゃなくて、お隣の農業委員をどうするんだ議員をどうするんだということも一緒なんですけどね。これはどうしても私は財政問題を頭に置きながら議論をせざるを得ないと思っています。</p> <p>そういう財政の流れが一つと、やっぱりこれまで、先ほども少し言いましたけれども、広島県の三次市とか、先般訪問いたしました岐阜県の恵那市とか、ずっと見ていきますと、もちろん自治区長を置いているところもあるし、別途資料にもいただいたようにありますが、これ市でいいですか、私たちの今この協議会の立場から、私は総体的に考えて、自治区長を置ける余裕が本当にあるのかなと。例えば一方では、組織機構のやつもちよっと事務局に尋ねましたけれども、これは組織機構をやって、じゃあ将来職員をどうするのかというのも当然議論を、一定の方向を出しとかにゃいかんですね。須木と合併したら、向こう10年が114名の職員が定年退職をしていくと。その半分しか置きませんとしてきたわけですね。</p> <p>一方で、職員は、市民の声もあります。減らせ。議会でもそういう声があります。減らせ。で、市民の声から議員も減らせ。それぐらいのその立場でやっぱり決意を固めない、これは合併はできない話だと私は思っております。ここの問題は別よということには僕はならないと思っていますんですね。合併の効果というのは、まずは何が出てくるかという、人件費が出てくるわけです。当然、1自治体には、首長が1人つきます。だから首長というわけですよ。僕はそここのところを考えながら、しっかりまず基本的には押さえておく必要があると。</p> <p>その上に立って、じゃ自治区長に代わるものとして、要は住民の人たちの懸念と不安というものを、どう和らげていくか、払拭していくかという観点に立ちますと、僕はそこには事務支所長というので、事務吏員ですね、職員でいいではないかというようなもちろん財政的な問題もありますが、問題は、私たちがこれまで経験</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>していない話をしているわけですよ。どこの市町村もそうです。新たにこれからの自治そのものを考え直そうと。今までのやり方でいいのかねと。前も言いましたけれども、住民の人が、例えばおれたちの住んでいる地域で、ここはどうしても道路を拡張してほしい。農道を何とか新たにつくってほしいとか舗装をしてほしい。なると、それは行政に届けていくのは、例えば議員の仕事であったり区長さんであったりとかいろいろありますよね。いろんなケース。そういう等々の問題、あるいは町が寂れていくとかいろんな問題。おれたちの地域はどんどん総体的には20数%、38%の高齢化率なんだけれども、おれたちのとりわけ地域はもう40%台50%台という地域もありますよね。私はそういう地域に置かれている人たちのいわゆる懸念とか不安があるわけでしょう。大きくなれば、おれたちはもういよいよその中の一部分に過ぎないのかという懸念とか不安、じゃあそれをどう解消していくのか。今までの実情、形態では、なかなか用を足しませんよね。新たなものをつくりましょうよと、いうところでまちづくり指針というのを先ほど確認したところですので。じゃそういう組織をきちんと作りながら、住民の人たちがもっとそれ不安とか懸念じゃなくて、今まではどっちかという、陳情とか請願を上げとけば、ある程度自分たちの地域の要望とかいうのは通ってきたかもしれせん。じゃ高齢化の問題、温暖化、じゃどんなふうに支えていくのか。行政が福祉委員に手厚く予算を組んでくれるかと、そんな余裕だっていないわけですよ。じゃあどうするんだと、みんなで支え合っていきましょうよ。そういう組織をつくって。これは住民に私はしっかり、私たちもこの協議会のメンバーは説明をもちろんしなくてはいけない。もちろん議員もしなくちゃいけない。そういうことをすることによって、住民の人たちの関心を持って合併をすることによってこう変わっていきまますよ、こう変えていきましょうよ、あなたたちも一緒に入ってきてください。私はそういう今時期に来ているんだということを私は申し上げておきたい。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>時間の方がですね、次回もう一回この場を持ちたいと思いますので、また意見を出していただきたいと思います。もうこの件につきましては、また今回も同じということをお願いいたします。</p> <p>それでは、2番の新市基本計画第4章～第8章についても、事務局、説明をお願いします。</p> |
| <p>企画財政部会長</p> | <p>それでは、財政部会の南崎です。大変ご熱心なご審議をいただきましたが、頭を切り換えていただきまして、新市基本計画について入りたいと思います。</p> <p>では、序章から3章ですね、この間、説明をしているいろいろと御意見を出していただきましたそのことの反映という形で修正を加えてあります。今日は4章から8章を重点的に行うわけでございますが、新市はどういったまちづくりをしていくのか、根本的な考え方を基本的な理念に見据えて、その理念に沿って、将来のあるべき姿とそれを具現化するための合意形成を第4章に記載しております。</p> <p>それから、第5章では、あるべき姿を具現化する方法として、すなわち基本方針に沿って、どういった事業をやっていくのか、主要な施策を示しております。いずれも、非常に重要な内容が今日提案をされたわけでございますが、また、この今日提案される中で、やはり理念に持っていただきたいのが、合併した場合に、国の財政支援対策の一つとして、合併推進債というのがございますが、これがまちづくり計画にあがっていくということが前提となりますので、その分十分念頭に置かれて説明を聞いていただきたいと思います。提案については、企画分科会長の永野が説明します。</p> |
| <p>企画分科会長</p> | <p>それでは、内容について説明をさせていただきますが、まず、この計画自体が、どういうふうにつくっているのかということ若干述べさせていただきますが、そもそも小林市の総合計画、これをベースにつくっております、これが平成19年、去年の3月に議決をいただきましたので、それからずいぶん期間が過ぎてますが、その以降の手直し、それと、当然合併を踏まえて両町の特徴を盛り込むというそういう考え方で今回の提案をさせていただいております。あくまでも計画に</p> |

赤崎委員
事務局
赤崎委員
企画分科会長

については、今専門部会長の中にもありましたように、施策の方向性を示すということですから、そう具体的に細かいところまでは出てまいりませんので、そういう方向性ということで御確認をいただきたいと思います。

それで、ちょっと目次の方をご覧いただきたいんですが、前回の委員会、序章から3章までしております。第2章の住民のニーズと期待をちょっと補足を後でしますけれども、今日は、4章、基本方針、それから5章、土地利用、6章の主要施策、7章、8章としますので、かなり長時間かかりますけれども、よろしく願いしたいと思います。

前回いろいろ御意見をいただいた修正箇所が、例えば、5ページを開いていただきたいんですが、第1章ですけれども、5ページの方のちょっと上のやや上の方に、黒い網かけで、例えば「表（少子高齢化の推移）」というような形で、前回から変更した部分をそのように網かけをしてありますが、それは御確認をいただきたいと思います。例えば次の、6ページの3市町の合計を入れた方がわかりやすいということで、このように網かけがずっとしてありますので、これは御確認をいただきたいと思います。

網かけは、これは色は何ですか。二色ですか。網かけ二色ですか。

いや、これは今日のためで。

はい。わかりました。

今回、わかりやすくそうして網かけにしたわけですね。

それでは、24ページの方をお開きいただきたいんですが、こちらの方が2章の部分になるんですけれども、前回、後日御提案申し上げるというふうに言っているわけですけれども、2として住民のニーズと期待、これについては、アンケートの結果を踏まえた集約分ということで、別にアンケート結果について、それぞれ、資料が報告が上がっていると思いますので、それを、もう御確認いただくということで、こちらに要約してございます。

まず、ニーズと期待ということで、3,000名の方について、1,204票回答を得て、40.1%だということで、今回上げておりますのが、まちの現状の評価ということで、例えばこのグラフでいきますと、不満の大きい上位15項目というのがあります。上からちょうど真っ黒になっているところがやや不安ということで、これが左に寄ってるということは不満が大きいというようなふうに見ただけならばと思います。雇用の場の確保・公共交通機関の便利さ、情報通信網の整備、観光基盤というような順番に住民の方は不満も大きいということ。

それから、25ページにいきますと、合併で期待すること、不安なことということで、これもグラフを見ていただきますと、住民の方はどんなことを期待するかということで、先ほど来、出ていますけれども、行政経費の削減とか行財政運営の効率化、イメージアップによる企業誘致、若者の定住促進、これが2つ飛びぬけているということでございます。

続きまして、26ページですけれども、これは不安なこと、きめ細かなサービス、これもグラフをご覧いただきたいんですが、きめ細かなサービスが受けにくくなる。一部地域だけが発展し他地域が取り残される。連帯感が薄れそうだというような大体想定されているような回答がやっぱり多くなっているようでございます。

26ページの下の方には、どんなまちになってほしいかということで、保健・福祉、雇用機会の豊富なまち、そして、27ページにまいりますけれども、新しい市で優先的に取り組むべき施策、今まで申し上げたようなことになってきますが、医とかの体制の充実ですね、それから雇用増への企業誘致等、商業の振興、地域経済の活性化、若者定住促進、福祉サービスの充実ということになっております。

28ページの方には、今まで説明したようなものが報告としてまとめてあります。これは申し上げてきたことですので、このようなニーズが把握されるということで御確認をいただきたいと思います。

それでは、4章の方に早速入らせていただきます。

36ページをお開きください。第4章では、新市まちづくりの基本方針ということで、まず基本理念、この基本理念についても、小林市の計画でもそうなんですけれども、前回も小林市、野尻、須木、高原の協議会があったときに、途中までできてた計画もこのような理念になっております。そして、小林市の計画もそうなんですけれども、そういうことを踏まえまして、特にこのままでもいいではないかといいますか、そのような形で提案をさせていただいております。ここにちょっと基本理念が書いてありますけれども、もう小林市の計画であったり、先ほど言いました4者の協議のときとほぼ変わっておりませんので、これもグラフを見ていただければと思います。

38ページになりますけれども、将来都市像についても全く同様でございます。都市像として真ん中にありますように、「霧島の麓に人・産業・歴史・自然が息吹き、元気あふれる交流都市・小林市」ということで、これも4者協議のときと同じでございます。

そして、39ページから小林市総合計画に沿って、将来像実現のための基本方針、第4章の6つの柱に値する分がそれぞれまとめてございます。6つありますが、まず①ですけれども、安心安全のまちということで防災とかそのようなものが、そして②として、生涯現役のまちについては、保健・医療・福祉の分野、③が産業交流のための農林水産業、商工業、観光という分野、④が学習文化ということで教育の分野、⑤が生活優先のまちということで、道路とかそのような基盤の分野、そして⑥が参画協働ということで、協働のまちの活性化、行財政の運営についてとなっております。

それから、この(1)から、39から43まで、そのページでずっとこう書いてございますので、重要な部分でありますけれども、それを柱に、あと6章の方で個別の部分が出てまいりますので、その説明は一旦省かせていただきます。

第5章が44ページになります。この44ページからについては、土地利用の基本方針なんですけれども、先ほど申し上げた4者で協議をしたときとほとんど変わっておりません。ですから、例えば土地利用の共通視点、基本方針が45ページにもありますけど、このような書き方についても大きくは変えておりませんので、特にまあ説明するまでもないのかなというふうに思っております。小林市の計画等でも例えば小林に載っております。当然、例えば47ページなんですけれども、ここに(1)として、都市構造の中の自然軸、都市軸、5行目に国道の線が例えば221号、223号と出ておりますが、この223号線の高原から霧島市のところに抜けていく国道ですね、そのような分は当然補っておりますので、そういうふうに見ていただければと思います。

ずっといきまして、50ページにそれをまとめた図が載っております。ちょっと向きが横になっておりますけれども、この図自体も4市町村で協議したときと同じような形で、若干補足はしておりますけれども、このようにゾーンであったり地区であったりというような、また拠点であったりというふうなものをイメージとしてまとめております。このまとめているものが、今、前の方に文章で書いてあったということで御確認をいただければと思います。

51ページから、第6章で、各種施策が出てまいります。ここに体系図が載っておりますけれども、先ほど6つの方針を申し上げましたけれども、その方針に沿って各種施策がずっとぶら下がっております。33項目あります。一つひとつ後で出てくるんですが、これを短く説明しても30分ぐらいかかるというふうなことになるので、このような大きく施策を分けていくというのをまず、話をしとかなければなりません。

それから、52ページから具体的な施策のところですが、まず大きな1、安心安全なまちなんですけれども、ここで1つ目の(1)として環境・景観の保全と創造というところが、自然環境の問題であったり、河川浄化、地球温暖化、新エネルギー、景観の保全と整備というようなものでまとめております。

53ページを見ていただきたいんですけども、この(1)の最後として、主要事業というのが載っております。これは具体的な正式な事業名でない場合もありますけれども、なるべくわかりやすい事業名をこの項目ごとに表として挙げてあります。ただ、主要事業でありますので、当初説明を申し上げましたように、すべての事業ではなくて、主要な具体的な事業をわかりやすいように挙げさせていただくということでございまして、ただ、この文章表現とか主要事業のこの辺で、先ほど部会長からありましたように、合併推進債という有利な制度を利用したいというところの、根拠になっているというところになります。同じように、ずっと枠組みに上がっておりますので、それをご覧いただければと思います。

53ページの方に(2)公園・緑地の整備、維持管理のことが書いてあります。

(3)では、上・下水道の整備ということで、こちらの方では、まず安定した安全な水道、それから②では、統合等による効率的な運営ということで、例えば野尻町でも簡易水道を3つ統合し、上水道化を図るというような計画を進めていると聞いております。

54ページの方では、公共下水道、それから農業集落排水ですね。中段から(4)として循環型社会の形成・環境衛生の充実、ごみ問題についてまず書いてありまして、リサイクル、それから55ページには不法投棄とか、施設の維持管理、⑤としてし尿処理、これはし尿処理の一部事務組合を持っておりますけれども、これについては、もう一つの市になりますので、今後、市政運営として一部事務組合として挙がってくるんですけども、一つの市の施設になっていくということでございます。

⑥の市営墓地というのがありますが、こちらの方では、野尻町にはないんですけども、小林、高原の方に墓地を公営墓地を持っている、そのことについて書いてございます。

56ページにまいりますけれども、これは、消防・防災の充実でございまして、防災体制、それから予防対策、消防組織というのは消防団について、それから消防施設、そして治山・治水ということになっています。消防については、5広域で定まっておりますので、そのことについては特に触れておりませんで、いずれは、合併しますと、小林、えびので構成することになるかと思っております。これも後日提案されることになります。

それから、57ページでは、交通安全と防犯体制について、その意識、まずは、その意識が重要だということと、それから防犯もそうですけれども、それから防犯環境ということについては、安全と防犯等のことが書いてあります。そして、暴力団排除活動について、あまり市町村計画でこの暴力団排除活動というのは出てまいりませんけれども、小林市が計画をつくった時点では、随分暴力団の抗争が激しかった時期でもありまして、このようなところを載せております。

58ページですけれども、(7)の消費者対策、第1項の最後になりますが、こちらでは、消費者対策の充実として、啓発と情報の提供、それから相談ということで書いてあります。小林市の計画では、①の方の1つ目の●ですけれども、広報紙・チラシ等を利用し、多重債務の予防や悪徳商法等の、この多重債務とかという言葉を入れておりませんでしたけれども、国の方でも重要な施策として、今そういうプログラムのリストによって、こういう文言を専門部会等で補っております。多重債務については、②の方でも非常に重要な問題でもあります。後ほど59ページでも出てくるんですが、心の健康づくりでも非常に関連して、そういう項目を補っております。

2つ目の項目として、59ページになりますけれども、ここからは、保健・医療・福祉の分野であります。保健・医療・福祉の分野については、分野別の計画がございまして、総合計画ではそれごと項目としてはまとめておりますが、一つは取り下げておりますので、それぞれの分野別の計画等にも適用できるということになります。

まず、(1) 保健事業ですけれども、母子保健、それから健康づくり、感染症予防、それから心の健康づくり、先ほど申し上げましたように、債務の問題から自殺を余儀なくされる方が多くいらっしゃるということで、その対策。それから⑤ですけれども、保健センター等の整備ということで、小林市の方の今の保健センターとして使っておりますが、非常に古いということと、手狭であって十分なサービスができないということもありまして、ここに書いてありますように、保健センターをはじめ福祉や交流施設等を共有する複合施設ということで、ただいま検討をやっている最中でありまして。これは、複合施設ですので、あとの方にも出てまいりますけれども、事業としてはここでしか出てきていません。

60ページにまいりますけれども、市立病院の充実と経営形態の見直しということで、こちらについては、当然、市立病院、小林市の市民病院、高原の町立病院になりますが、両方をとらえて書いてございます。小林市の計画では、改築前でしたので、改築後のことが書いてありますが、こちらの方ではそのあたりのことについては、省いてあります。⑦が地域医療体制を書いてございます。

それから、60ページの下の方、ここからは地域福祉となりますけれども、地域福祉についても地域福祉計画というものがありますので、そちらに沿った形で、ここでは地域福祉活動、それから担い手の問題、支え合い活動、それから拠点づくりということが載せております。

62ページでは、高齢者福祉、これも別途計画がございまして、今年がちょうど見直し時期になりますけれども、こちらの方では、生きがいづくりのこと、それから②では介護サービス部分ですね、それから③で福祉サービスのことが書いてあります。

63ページの方では、子育て支援という(4)で、これは非常に重要なところでありますが、これの小林市計画、分野別の計画が別途ございます。①では、子育て支援、地域における子育て支援、②保育、③が健全育成、④が要保護児童、そして⑤ひとり親家庭、確かに親家庭というのがまだまだなじめないかもしれませんが、今までの母子家庭とか父子家庭とか言っておりましたが、ひとり親家庭というふうにしております。

64ページの方では、今度は障がい者の分野ですね、この「障がい」の「がい」というふうなことについても、大変申し訳なく思うんですが、「障がい者」の「がい」という字が、漢字で書くと「害する」という意味になるものですから、これを改良して、ひらがな表記とするということが今の、この福祉の分野でも全体的にも市の方でもそういうふうにしていきますよということになっておりますので、そのように「害」がひらがなになっていることが御確認いただければと思います。この分野では、理解と交流、それから生活支援のサービスについて、それとバリアフリー、就労のことについて書いてあります。

65ページでは、社会保障の充実ですけれども、当然市が直接やることではないんですけれども、市として例規集を行政として持っていますので、その部分をどう生かしていくのかということが書いてあります。生活保護から国民年金、国民健康保険というのがありますが、生活保護については、町村の場合には、県が窓口になってますけれども、市になると地域の人で対応すると、ここらあたりは事務も変わってくると思いますが、③では、国民健康保険制度等としておりますが、③の一番下のところに、後期高齢者医療について書いておりますが、トータルということになってますけれども、今年度から始まっているいろいろ問題になっておりますけれども、法律により運営されている以上は、このような書き方をさせていただいて、いろいろ賛否両論あるかと思いますが、このような計画書の表記をさせていただいております。

67ページから、これは産業分野、まず(1)として、農林水産業ですけれども、①が担い手のこと、②が農地等の確保と有効利用ということ、それから③として、生産力の向上、運営もいろんな事業があるんじゃないかと思いますが、③の

3つ目の●のところ、特産品のブランド化、それから園芸作物など収益性の高い作物を栽培するというので、それぞれの地区でいろいろこう収益性の高い作物ということを検討して栽培されておりますけれども、特に野尻町のメロンとかマンゴーですね、そういうものあたりになると思います。それから、その上の方には、畑地かんがいのこととかも書いてございます。

68ページですけれども、下の方では、林業の振興、須木地区においては、林業の占める割合も——林地の占める割合が高いですから、非常に重要なところになってまいります。⑤では、水資源について書いてあります。

そして、69ページからは、農業分野に本来なるんですが、あえて小林、高原、野尻地区において畜産が盛んでありますので、畜産の振興ということをして別立っております。こちらの方で①として肉用牛、②として酪農、そして70ページに養豚、養鶏、そして最後の方に家畜防疫と環境保全ということで、いろいろ、鳥インフルエンザとか、BSE問題とかそういうこともありますし、3つ目の●ではバイオマスのことについて書いてあります。まあ小林市の方でもバイオマスセンターを持っておりまして、一般の家庭から出る生ゴミとかの処理をしているということを書いてあります。そういうような方向性のことについて、畜産の分野のことを書いてあります。

71ページでは、(3) 商工業の振興、商店街の振興、それから中小企業の振興、企業誘致の推進ということで、それぞれ商店街がございまして、そちらの振興とか、中小企業の、地場産業について、そして企業誘致の分野では、先ほどアンケートにもありましたように、非常にこれは要望が強い要望が出ておりますので、今、フリーウェイ工業団地を確保したいというような企業誘致のことについて掲載しています。

72ページにまいりますけれども、観光・レクリエーションの振興、こちらでも体験型の観光地づくりということで、小林地区の方にもキャンプ場は、須木地区とかありますし、それから夷守台にもあるんですが、高原町では、御池キャンプ場とか有名なところがありますので、そういうところでキャンプとかっていうところをこちらでは補っております。そういうことを前面にやっぱり体験型といいますか、観光地づくり事業を進めたいと。

②では合宿、スポーツ合宿ですけれども、小林市の総合運動公園の方でもそういった、合宿が増えてきておりまして、高原町の方の公園といいますか、そちらの方、サッカー場とかでも合宿に来られたりというふう聞いておりますので、そういうふうなことの振興を図っていくこと。それから、イベント、そして観光施設、このようなものを、特にイベントといいますか、観光地のことを載せるべく、観光論議をこのあたりを軸にしてやろうと思っております。

それから、73ページでは、雇用対策として、就職意識の啓発等ということでありまして、そのようなことと、今ニートの問題とかということが書いてあります。それから雇用の安定対策と、そして最後にU・J・Iターンということでありますけれども、こちらの方では、新たに新市で定住しようとする人で、土地、住宅のあっせんがございますが、須木地域において、宅地分譲もやっておりますし、野尻町の方でも今そういったことをやっている。ですから、これはUターンの人であったり、地元の若い人たち、定住していただくという施策でもありますので、これが出てまいりますし、後の住宅の方にも出てまいります。

74ページからが教育分野になります。まず学校として、学校教育分野、学力向上、それからこころの教育、からだの教育、それから教育環境の整備というところで、耐震補強とかそのようなことが書いてあります。そして⑤では、75ページですけれども、特色ある教育や学校づくり、そして⑥が、心身の障がいを持つ子どもたちに対する支援等が書いてあります。

76ページからが、生涯学習について、活動のこととか、それから施設のこととして図書館、読書活動のことが書いてあります。

77ページは、スポーツ分野になります。こちらの①では、初めの●のところに、総合型地域スポーツとなっていて、小林の西小林の方でスポーツクラブが立ち上がっておりまして、そういうことを支援していくということが書いてあります。

それから、②の方の2つ目については、こばやし大運動会というのがありますけれども、これは、小林地区の方で各校区単位での団体ていいますか、いろんな走るだけではなくて、障害物競走とかもろもろ交えながら、みんなで交流できるように、当然、須木、小林が合併したならさらに須木地区の方々も入っていただいて、交流を図れる形になっております。3つ目、市民体力の向上。

78ページが、芸術・文化、それから文化財の保存・活用ですが、芸術・文化活動の推進、文化財の保護、まあ貴重な文化財とかもそれぞれの所にあります。そちらの方では、文化財が発掘をしてもなかなか痛んできたり保存できないということが小林の方でも遅れておりまして、そのようなことが書いてあります。

最後に、③つ目には、芸術・文化にふれる機会ということで、細野地区の方には、吹奏楽団や劇団というのもありまして、こういう運動が盛んになっているということでもあります。

79ページでは、青少年健全育成、家庭・地域・学校・行政の連携、それから家庭の教育力、それから地域の教育力ということでまとめてあります。

80ページにまいりますけれども、国際化、交流活動、国際交流、情報発信、そして交流活動、交流活動では、子供たちの交流体験をするということが書いてありますけれども、主要事業の田舎暮らしの体験、これはよそから来られた方も対象になりますけれども、そういうことを、そして交流活動として、こちらに住んでもらうということになっております。

81ページにまいります。こちらからは、土地利用の推進としてありまして、まず、計画的な土地利用、こちらでは有効利用とか、農村空間、都市環境の形成が書いてありますが、4つ目の地籍調査というのがあります。高原町、野尻町、そして旧須木地区ではもう地籍調査を終わっていると聞いておりますが、小林の方がまだ終わっておりませんので、こういうふうになっております。今、小林全体で須木地区あわせて40%程度の進捗率になっております。

82ページでは、市街地、住宅・宅地の整備、市街地の整備と、2つ目の住環境の整備ということで、先ほども申し上げましたが、こちらの1つ目の●のところに、住宅に特に若年層を市内定住というところで、野尻町、今後取り組んでいくという、宅地分譲が、こちらの主要事業として載せております。

(3) 83ページ、道路・交通網の整備ですけれども、1つ目は幹線道路網の整備、2つ目が改良とか補修ということ、3つ目が公共交通機関の利便性向上ということで、バス路線とかということについて触れてあります。

84ページでは、情報化の推進、電子自治体の推進、それから地域イントラネットによる地域情報化について書いてあります。

85ページにまいります。こちらからは、参画協働のまちということでは、1つ目に(1)として住民参画・協働の推進ということで、先ほどの2にもありましたが、全体方針ということで、小林にできておりますので、変更した形でそういうことになっております。協働のまちづくり推進、それからまちづくり団体の育成・支援、市民参画の機会の拡充ということで、前回、前々回、その前ぐらいにパブリックコメントのことをおっしゃってございましたけれども、そのこともここに文言として補っております。④として同時に必要な情報公開、こちらの方について書いてあります。

86ページになりますが、こちらについてはコミュニティ活動について書いてあります。活動の推進と拠点づくりについて、(3)で男女共同参画、これも計画条例の方でありますので、それに沿ってということで参考としてでございます。

87ページでは、人権尊重社会の確立について、相談、啓発、教育ということが書いてあります。

88ページにまいります。ここでは、自律した自治体経営ということで、自ら律するという言葉、字句を使っております。

①として、いろいろ合併の協議の中でも言及していろいろ調整されておりますが、新しい市になっても、先ほどから財政上の問題が出ていますが、使用料・負担金等の見直しというのは当然出てまいりますので、こういう形にさせていただいています。補助金についても同じくですね。

そして②としては、効率的な行政経営ということなんですが、小林の方で始めている行政評価とかそのような部分、それから一番下の項目には、4つ目では、庁舎改築のこととかも書いております。これは、あとでもまた出てきます。

③では、広域連携として、西諸地域では、合併しますと小林・えびのになりますので、西諸管内での連携的なえびの市ということになろうかと思えます。それ以上に広い、例えば都城とか鹿児島県あたりの地域との連携とかそういうのを書いてあります。

以上が、6つの主な方針でありまして、90ページに、戦略プロジェクトというのを掲げております。こちらの方をちょっと3行目だけ読ませていただきますと、いろいろ言わないといけないということから、「しかし、限られた経営資源（財源・時間・人材等）の選択と集中によって、市民ニーズにより的確に応える戦略的かつ重点的な市政運営を推進することも必要です」ということで、すべての施策をずっとやらないといけないんですけども、どこかに集中してやらないと対応できないということがありますので、4つのプロジェクトを掲げております。

91ページには、環境・観光ですね、こちらの方で、今回、小林の計画を補っているのが、この4つ目が「日本で最も美しい村づくり」、これはもう高原町の取組みなんですけれども、そういう部門でそういう連合をつくっていらっしやって、そこに加盟されているんですけども、そういう連合と連携したというようなこと、これによって情報発信も一緒にできていくとかそういうふうなことから、下から5つ目の■、新市一体となったグリーンツーリズム体制というふうなことで、これは観光地、野尻町、高原町、そして小林市の方にもありますので、そういうものを一体となって進めていく必要があるということです。

それから、下から2番目で、伝統芸能や各種祭りということで、伝統芸能の中でも別にまあ全国レベルなんだそうですが、高原町の神楽ですね、そのあたりの発信というものが、非常に魅力のある部分で必要になってくるものです。

92ページでは、子どもいきいきということで、子育て分野について書いてありまして、小林の方では、この分野については、今プロジェクトチームをつくって再度、どんなものが必要なのかを書いております。これは先ほども子育ての分野とかありましたが、ちょっと横断的な分野でまとめてあります。

93ページが健康推進構想ということで、健康づくりについて、医療体制の確立というのが書いてあります。

94ページですけれども、若者定住ということで今回のアンケートにも強く要望しておりましたが、これについては、上から6行目フリーウェイ工業団地、それから一番下の宅地分譲事業。先ほどから申し上げている野尻町や須木地区とかを指してこれ書いてございます。

そして、95ページが、第7章で県事業についてなんですけれども、合併しますと、県の方からもいろいろと支援があるんですが、このような主な主要な県の事業、新しい市を支える主要な事業をこちらの方に列挙しております。こういう形で県の方は支援をしていきますというようなことで、県と調整をして載せております。

最後、96ページについては、8章として、公共施設の統合整備の基本的な考え方ということで、いろいろ施設の整備がこの前出てまいりましたけれども、いろんな対応をしないといけないということで、下から7行目あたりで、事業の効率性や後年度の財政負担などについて十分検討したうえで進める、ということです。

| | |
|------------------------------|--|
| <p>委員長</p> | <p>ただいま申し上げておりました本庁舎のことなのですが、下から2行目に書いてあります。本庁舎については、耐震性や狭あいさから改築が急がれるため、住民の理解を得ながら計画的に整備を進めます、ということで、こういうことになっております。</p> <p>以上、ちょっと時間がかかりましたけれども、御提案申し上げます。</p> <p>ただいま事務局の説明がありました、本日は、新市基本計画第4章から8章について提案ということで、御質疑を許可していただき、次回の小委員会で協議、確認というスケジュールになっているところあります。委員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げたいと思います。</p> |
| <p>松元委員 委員長 松元委員</p> | <p>それでは、ただいまの説明について、御質疑があれば話していただきたいと思えます。松元委員。</p> <p>今日は提案ということですか。</p> <p>はい。</p> <p>もう具体的にいきます。ページで64ページ、(5)障がい者福祉の充実の中の③バリアフリー化の推進ですね。それと82ページの(2)市街地、住宅・宅地の整備の中での、公営住宅の整備の中で出てくる、いわゆるバリアフリーという考え方なのですが、これは非常に結構なんですけれども、今、もうそこから一歩進んで、例えば公園に行ったときに、車いすの障がい者の方々が便利よく使えるように、これはもちろんバリアフリーですよ。小さな子供さんが、例えば水飲み場で、背の低い水飲み場、そういう構想はどうか。あるいはいずれ役所を新築することになると思いますが、子供連れのお母さん方が来られた場合に、子どもさんをちょっと受付のところに、ちゃんと乗せられる専用の何というんですかね、椅子といったものですかね、そういうことやらを含めて、いわゆるもう高齢者から障がい者を含めてすべてを含んだそういうユニバーサルデザインというものが、もうどんどん進んできているんですよ。そういう発想の方がよろしいのではないかなと私は思いました。検討がされるんなら、ぜひそういう発想の方がよろしいのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>それと、あと一点は、病院問題が出てきて、これもなかなか悩ましているんですかね、大事でものすごくいろんな問題を含んでいるんですが、今年4月1日に、県が県の医療計画を見直しました。これを見ますと、もう本当にびっくりするんですけども、ここに考え方は出されていますけれども、小林の市立病院、高原の町立病院についてですが、これらをどんなふうに位置づけていくか、まだ今後の議論でしようけれども、それに先立って県の計画を見ますと、周産期医療、小児救急医療、私は、都城に再編、これを見たら私はもう非常にショックを受けたんですけども、今、特に私たち西諸地域の場合は、医療・保健・福祉・教育等含めて、極めて私は県内の中でも格差が昔からありましたけれども、施設の問題も含めてですね、県立病院の場合とかいろいろ含めて、いろんな意味で私は格差が広がってきて、もともとから格差があったわけですけども、そういう状況の中で、県の医療計画をもう少し念頭に置いた考え方というのが記述できないのかなという気がします。この2点だけです。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>また次回にまた再度の検討としていただきたいと、協議していただきたいと思えます。</p> <p>ただいまの説明にありまして、次回に協議していただくということで確認をさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| <p>事務局</p> | <p>それでは、次回、8日ですか、8日がまた小委員会となっておりますが、いらしていただきたいと思えます。</p> <p>それでは次の(3)次回の検討事項について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>先ほど来、地域自治組織について、それから新市基本計画につきましては第4章から第8章について、御提案をさせていただいたところでございますが、まず、次</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>委員長</p> <p>委員長</p> | <p>回 8 月 8 日におきましては、新市基本計画の第 4 章から第 6 章についての集中的な協議、そして確認まで、それをお願いしたいと考えております。</p> <p>そして、地域自治区につきましては、先ほども委員長の方でございましたように、区長の設置につきまして継続ということでございますので、いわゆる副市長ということは別にしまして、特別職として区長を設置するのか、あるいは職員を、事務所長として職員を置くのかのいずれかの選択になろうかと思っております。職員を置くということであれば、この協議書上はその規定になりますけれども、区長を置くということになりますと、その設置期間を定めないといけなくなりますし、また権限をどの程度にするのかということも出てまいりますので、それぞれ御意見が出たところではございますが、仮に区長の設置を前提とした御意見を述べられるということであれば、そういった設置期間、権限というところまで含めたところで、次回には集約をしていただきたいと考えております。できればやはり新市基本計画の方も積極的に御協議をいただきたいというふうに思っておりますので、後程まだ確認事項もございますが、8 月中にはあと 3 回ほど小委員会がございますけれども、8 月下旬には、地域自治区については協議書の確認までしていきたいと思っておりますので、御理解方よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま事務局の説明でございましたが、何か御意見御質問ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日は終わりたいと思っております。</p> <p>それでは、これをもちまして議長の座をおろさせていただきます。どうもお疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: center;">午前 1 2 時 0 3 分閉会</p> |
|-----------------------|--|

会議録署名委員 西岡 長成

会議録署名委員 瀬戸口 美智子